**犬山市新規就農支援補助金のご案内**

　これから農業を始めるにあたり必要な資材など、初期投資にかかる費用を支援し、新規就農の促進を行います。

**１　制度の概要**

　　（１）対象者は次のすべての要件を満たす個人または団体

　　　　①　農地の権利設定により市内で耕作している、または、令和6年度中に耕作を開始する予定である

　　　　②　自ら生産した農作物を販売する計画がある

　　　　③　販売を目的とした耕作を開始してから5年以内である

　　　　④　経営発展支援事業に関する補助金を受給していない、又は過去受給したことがない

　　（２）支援の内容

　　　　市内農地で新たに農業を開始するために必要な次の経費（ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く）

　　　　①　農業用資材の購入に要する経費

　　　　②　農業用機械及び農業用器具の購入に要する経費

　　　　③　農業用施設の整備に要する経費

　　（３）補助額

　　　　１の（２）の①～③に掲げる経費の合計額の２分の１。ただし、３０万円を上限とします。

**２　必要書類**

①申請書（ 市HPからダウンロード可能です ）

②計画書（ 市HPからダウンロード可能です ）

③見積書の写し

④仕様がわかるもの**（** １の（２）の②及び③の場合のみ **）**

**３　事業のスケジュール**

　　（１）農業者から補助金の申請　　　　　　　　　　令和６年６月１９日（水）締切り

　　（２）市から農業者へ補助金の交付決定　　　　令和６年７月

　　（３）農業者から実績報告■■　　　　　　　　　　令和６年８月～令和６年９月下旬

　　（４）農業者から補助金請求■　　　　　　　　　　令和６年９月下旬

　　（５）市から農業者へ補助金の支払い■　　　　令和６年１０月下旬

（１）農業用資材の購入に要する経費

　　　　　・土壌改良に必要な「たい肥」、「石灰」

　　　　　・作付けに必要な「肥料」、「種苗」、「マルチ」等の資材

　　　　　・出荷の際に必要な「パレット」等の資材

　　（２）農業用機械の購入費及び賃借料

　　　　　・耕運機、収穫用の機械

　　　　　・耕作や農地改良に必要な重機

　　（３）農業用施設の整備に要する経費

　　　　　・農業用ハウス、農業用機械を保管する倉庫

　　　　　※この他の経費が支援の対象になるかの確認は、下記までご相談ください。

支援の対象となる経費の例

（質問）農産物の販売先はどのようなところがありますか。

（答え）スーパーマーケット等の小売り店、朝市等販売先は特に指定はありません。

（質問）本業は別にあり、兼業農家として農業を始めたいが補助金の対象になりますか。

（答え）自ら生産した農作物を販売する目的で農業を開始する場合は、補助金の対象になります。（自家消費の場合は対象外です。）

（質問）他市町で５年以上前から農業の経験があるが、これから犬山市で農業を始める場合は補助金の対象になりますか。

（答え）すでに５年以上の農業経験がある場合は対象になりません。

（質問）今年度に農地を借りて栽培を始めるが、販売が来年度以降の予定の場合、補助の対象になるか。

（答え）農作物を栽培し販売に至るまでに一定期間必要であることから、販売時期が申請年度以降になる場合も補助金の対象としています。

Q & A

問い合わせ先　犬山市役所経済環境部産業課

　　　　電話　　０５６８－４４－０３４１　　　 ファクス　　０５６８－４４－０３６７

　　　　Email　 ０４０９００＠city.inuyama.lg.jp